

川崎市公文書館だより

～Kawasaki City Archives News～

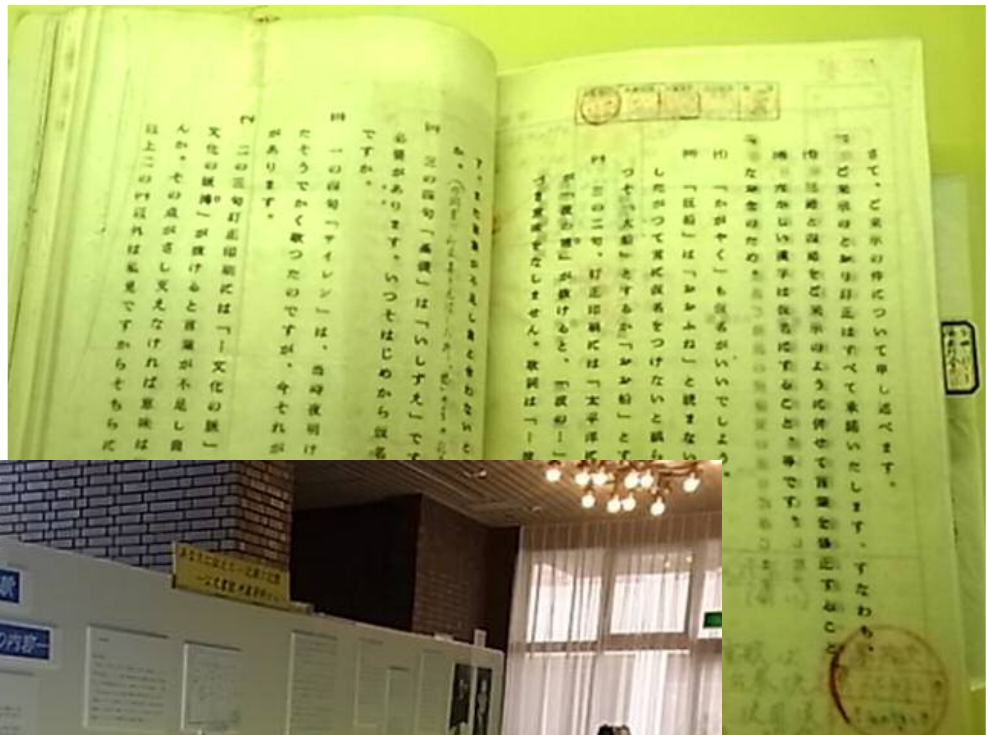


Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第44号 令和元年6月



川崎市公文書館では定期的に館内展示を行っており、現在は「歴史的公文書特集1」として、「移り行く時代と川崎市歌ー市歌の変遷とその内容ー」について関係資料等を展示しております。上の文書は昭和44年に改訂された時の歌詞改訂承諾の請書です。

改訂時に作詞者の意向を尊重したうえで改訂が行われ、作詞者が改訂するうえで考慮して欲しい点がみてとれます。また、歌詞改訂は平成16年にも実施されております。皆さま、是非、川崎市公文書館に足をお運びください。

発行 川崎市公文書館

シリーズ 古文書の言葉の謎に迫る！ No.7 「意見」

古文書の言葉シリーズ第7回目は、「意見」という言葉です。現在は、「ある物事や判断に対して持つ考え。見解。」（『日本国語大辞典』）という意味で使われますね。実は、何気なく使用しているこの「意見」という言葉にも長い歴史がありました。今回は、この「意見」という言葉について考えていきます。

「意見」という言葉は、古代からすでに使用されているものでした。しかし、それは、庶民が使う言葉ではなく、律令官人が天皇に対して政治上の問題についての見解を述べる際に使用された言葉でした。例えば、『続日本紀』には「各属司に仰せて、意見を言わしむ」とあり、役人に政治上の見解を述べさせる際に使われていたことが分かります。日本史の教科書にも出てくる、三善清行の「意見封事十二箇条」がよい例ですね。

中世に入ると、多くの史料に「諸人の意見」という文言がみられるように、次第に現在のよう一般的な個人の見解を示す言葉として使用されるようになります。中でも鎌倉時代では幕府の役人や僧侶の見解を示す言葉として使用されている例が多くみられます。また、室町時代には、「貴人の諮問に応じて意見を述べる人」のことを「意見衆」と呼び、裁判の場面において、この「意見衆」が衆議して決定した答申のことを「意見」というようにもなります。

近世になると、「異見」という漢字をあてて「忠告、助言を与える」（『日葡辞書』）という意味が加わります。「異見三両、堪忍五両」という言葉は、他人の忠告・助言を素直に聞くのは三両の価値があり、堪忍の徳は五両の価値があるという意味で使われ、近世の洒落本によくみられる言い回しです。

このように、「意見」は、古くは天皇に対して役人が使用する言葉から、次第にあらゆる階層の人々に使われていった言葉であることが分かります。我々が何気なく使っている言葉の多くは、意外にも古くから使用されており、あらゆる人々に、あらゆる場面で使われてきたことで、広く一般的な言葉として定着したと言えましょう。

片言 隻句

一 中間書庫機能から見た川崎市公文書館の歴史① 一

今回から川崎市公文書館の歴史について振り返っていきたくと思います。キーワードは「中間書庫」です。

川崎市公文書館は、地方公文書館としては珍しい大規模な中間書庫を有しています。この中間書庫は、公文書の事案完結後から廃棄に至る間のライフサイクルを公文書館で適正に管理するための保管庫です。

当館の歴史を顧みると、中間書庫機能は後年の書庫増設などで付け加えられたものではなく、開設当初から備わった機能でした。では、なぜ川崎市は大規模な中間書庫建設に至ったのでしょうか。このことは川崎市の情報公開条例制定の動きと無関係ではありません。

川崎市では1980年（昭和55年）3月の市長記者会見で情報公開の条例化が示されたのを皮切りに、同年6月に情報公開準備委員会が組織され情報公開制度の検討が開始されました。同委員会上では、既に公文書館が必要であるという意見が出されていたことが史料上で確認できます。同委員会では、情報公開のシステム化が議論の焦点となっていました。そこで公文書を個々の所管課が管理するのではなく、別の機関で集中管理していく必要性が指摘され、公文書館の建設案が浮上したと考えられます。しかし、当初は委員中から意見が示されたのみであり、館の建設案が具体的に採用されたわけではありませんでした。公文書館構想委員会の設置は翌1981年（昭和56年）3月のことでした。（参考資料は4頁）

昨年度から新たに公文書館のメンバーに加わった、市史編さん準備・デジタル保存推進担当です。今号から、歴史担当と交互にこのページを担当します。

新シリーズの第1回は「デジタルアーカイブとはなにか？」をテーマに、歴史資料をデジタル化して保存することの意味や方法についてご紹介します。



デジタルアーカイブとは？

「デジタルアーカイブ」という用語は1990年代頃から使われ始めましたが、その定義は未だに曖昧であるとされています。大まかに定義づければ、有形・無形の文化資源（歴史資料や文化財、伝統芸能など）を画像・映像・音声などのデータとして記録し、デジタル情報として保存したものを指します。日本の歴史資料に関するデジタルアーカイブでは、国立公文書館デジタルアーカイブやアジア歴史資料センター、国立国会図書館デジタルコレクションなどが有名ですが、近年、地方自治体が提供するデジタルアーカイブも増えています。川崎市では「川崎市映像アーカイブ」や「高津区ふるさとアーカイブ」、「みやまえデジタルミュージアム」があるので、興味のある方はぜひご覧になってください。

デジタル化の目的・メリット

1. 電子媒体は経年劣化がなく、半永久的に保存することが可能。
2. インターネットでの公開によって、パソコンやスマホ・タブレットからいつでもどこでも記録資料にアクセス・閲覧・利用することが可能。
3. 原本へのアクセス回数を減らすことができるため、紙史料の劣化を最小限に抑えられる。

デジタル化の方法

川崎市公文書館では現在、歴史資料の利便性向上のためにデジタル化を進めています。歴史的公文書や古文書といった紙媒体の史料については、主にデジカメでの撮影と、オーバーヘッドスキャナによるスキャニングの2つの方法によってデジタル化を行っています。今回はスキャナを用いたデジタル化の方法について、より詳しくご紹介したいと思います。

— 川崎市に関わる「古文書」を探しております —

当館では川崎市に関わる江戸から昭和期まで含めた「古文書」などの歴史資料の調査・収集をおこなっております。もしご自宅に何なのかよく分からない、または置場が無くて困っている「古文書」などがございましたら、是非当館までご連絡の上、ご相談ください。歴史担当が懇切丁寧に対応いたします。なお、相談以外にも「古文書」の所在地についての情報提供も受け付けております。現状、置場の問題、世代交代、引越しなどで貴重な「古文書」が散逸してしまうということが多くなってきました。散逸を防ぎ、そのような川崎市の歴史を語る「古文書」を守っていくため、皆様のご協力を何卒いただきたく存じます。

掲 示 板

今年度開催予定の各種講座・講演会のお知らせ

川崎市公文書館では、古文書を読む方を対象とした古文書講座や、川崎の歴史について理解を深め、広く川崎に関心を持っていただくことを目的とした歴史講座、歴史講演会を開催しております。

今年度も以下のような講座や講演会を行う予定です。日程や会場等の詳細は未定ですが、決まりましたら、改めて市政だよりやホームページで告知いたします。

★入門古文書講座★

古文書を読む初心者を対象とした講座です。古文書の基礎知識や古文書に頻出するくずし字の基礎的な読み方等をご説明します。年2回開催予定。

〈第1回〉8月～9月頃
〈第2回〉冬（年初）

★古文書講座★

古文書を読む中級レベルの方向けの講座です。

くずし字を使って古文書を読み、川崎市の歴史を知る内容です。

秋以降の開催予定です。

★歴史講座、歴史講演会★

川崎市の歴史をテーマに、外部の講師を招いて行います。

〈歴史講座〉秋開催予定
〈歴史講演会〉時期未定

皆様のご参加をお待ちしています！
奮ってご応募ください！



2頁「片言隻句」参考文献：川崎市情報公開制度10周年記念誌編集委員会『開かれた市政の実現をめざして—川崎市情報公開制度10年のあゆみ—』 川崎市 1993年／川崎市『川崎市の情報公開』 川崎市公文書館 1990年

◇開館時間

午前8時30分から午後5時まで

◇休館日

毎週月曜日

祝日法に定める休日（休日が月曜日に当たるときは火曜日も休館です。）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

川崎市公文書館

〒211-0051

川崎市中原区宮内4-1-1

電話 044-733-3933

FAX. 044-733-2400

E-mail 17koubun@city.kawasaki.jp

ホームページ 「川崎市公文書館」で検索

